## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月16日

【会社名】ユニ・チャーム株式会社【英訳名】UNICHARM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 高 原 豪 久

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市金生町下分182番地

(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は

下記において行っております。) 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目 5番27号

住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【縦覧に供する場所】

ユニ・チャーム株式会社本社事務所 (東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館)

ユニ・チャーム株式会社近畿支店 (大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年3月27日開催の当社第55回定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成27年4月16日開催の当社取締役会において、平成27年6月1日に当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の使用人に対し、当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 銘柄

ユニ・チャーム株式会社 第4回新株予約権

(2) 発行数

32,088個(新株予約権1個につき普通株式100株。以下「付与株式数」という。ただし、後記(5)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合などにおいては、発行する新株予約権の総数が上記の総数に達しない場合がある。

(3) 発行価格

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(4)発行価額の総額

未定(新株予約権を割り当てる日に決定される。)

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式3,208,800株とする。

ただし、割当日後に、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に、当社が、合併または会社分割を行う場合等、上記目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的たる株式の数を調整することができるものとする。

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使により払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日における終値)のいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、割当日後に、当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日後に、当社が、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使に伴う新株の発行または自己株式の処分を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを 得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(7)新株予約権の行使期間

平成29年6月1日から平成34年5月31日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、割当日から平成33年2月28日までに、東京証券取引所における当社普通株式 1 株の普通取引の終値が一度でも4,030円(以下、「条件価額」という。)以上にならなければ、新株予約権を行使することができない。ただし、前記(6)に定める行使価額の調整を行った場合は、条件価額も同様の調整を行うものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の監査等委員でない取締役または使用人および当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社の監査等委員でない取締役および子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または当社および当社子会社の使用人を定年退職した場合はこの限りではない。

前記 にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 の資本金等増加限度額から前記 に定める増加資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社の監査等委員でない取締役8人、当社使用人1,789人、当社子会社使用人1,325人合計3.122人

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の 取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 当社の完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象者との取決めは、対象者との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。

(14)新株予約権の割当日

平成27年6月1日

(15)新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(株主総会の承認が不要な場合には取締役会で承認されたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(16)組織再編における新株予約権の交付およびその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

臨時報告書

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(6)で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

前記(7)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(7)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

前記(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記(15)に準じて決定する。

以 上